

別紙

諮問第3号（個人情報保護）

答申

1 審査会の結論

申立人が開示を請求する文書は存在しないことを理由に開示しないこととした川口市長の決定は、妥当である。

2 不服申立ておよび審査の経緯

(1) 本件の不服申立て人 [] 氏（以下「申立人」という。）は、平成22年3月12日、条例14条1項に基づき、条例上の実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、「申立人に関する調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等一連の関係全て、申立人の受けた暴力およびハラスメント等、事件事故に対する申請に対しての手続状況、調査および資料等の関係全て」の開示を請求した。

これに対し、実施機関は、同月31日付けで、条例19条2項に基づき、「文書不存在」を理由とする不開示決定を申立人に通知した。

(2) 申立人は、平成22年5月20日、上記の不開示決定の取消しを求めて、実施機関に対し、異議申立てを行った。実施機関は、この異議申立てについて、条例29条に基づき、当審査会に諮問した。

(3) 当審査会の審査に際し、実施機関から平成22年6月9日付けで理由説明書が提出された。これに対し、申立人は、同月28日付けで意見書を提出した。

当審査会は、同年8月12日および同年12月17日に実施機関の職員ら（川口市総務部職員課職員ら）から意見を聴き、同年11月18日に異議申立人および同補佐人から口頭意見陳述を受けた。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり認定し判断する。

(1) 申立人は、「申立人に関する調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等一連の関係全て、申立人の受けた暴力およびハラスメント等、事件事故に対する申請に対しての手続状況、調査および資料等の関係全て」の開示を請求しているが、その趣旨は、申立人が受けたと訴えている暴力およびハラスメント等

に関して実施機関が行った調査、手続等に関する保有個人情報（申立人が存知していないもの）の開示を求める趣旨と解される。

(2) 当審査会が調査した結果、職員課職員が次のアからオまでの文書を同職員の管理使用するＵＳＢメモリーに電磁的記録として保有していることが認められる。

ア 同職員の申立人に対する報告書（異議申立書別紙4と同一の文書）

イ 申立人を名宛人とする「

」と記載した文

書（異議申立書別紙5のうち手書部分を除く文書）

ウ 「1. からの暴行について」で始まる文書（異議申立書別紙6と同一の文書）

エ 同職員の申立人に対する平成21年10月29日付け報告書（異議申立書別紙7と同一の文書）

オ 申立人作成の月日及びその日の出来事を記載した文書

(3) 上記(2)の文書の外、申立人が職員課職員係長に対し送信した電子メールおよび職員課長に対し送信した電子メールを実施機関が保有していることが判明した。

(4) 上記(2)のア～エは、申立人が求める調査に関連する文書すでに申立人に渡され、申立人が知悉しているため、上記本件請求の対象外であると解される。

また、上記(2)のオの文書および(3)の電子メール記録は、申立人自身が作成した文書であり、申立人が上記の趣旨で開示を請求する文書に該当しない。

(5) その他には、申立人が受けたと訴えている暴力およびハラスメント等について実施機関が行った調査、手續等に関する個人情報（申立人に報告すべきものを、実施機関が保有している事実は認められなかった。

(6) よって、申立人が開示を請求する文書は存在しないとして開示しないこととした実施機関の決定は、妥当であると判断される。

平成23年 3月 1日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 飯塚 肇

委員(会長) 兼子 仁

委員 馬橋 隆紀